

# 豊中市上下水道局における行政財産の使用許可に係る基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項の規定に基づき、豊中市上下水道事業の用に供する行政財産の使用許可に関する必要な事項を定めるものとする。

## (準用)

第2条 この基準は、「行政財産の使用許可に係る基準」（平成24年11月制定）を準用する。

## (委任)

第3条 前条の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認める場合は別に定める。

## 附 則

この基準は、平成25年7月1日から適用する。

## 附 則

この基準は、平成29年6月1日から適用する。